

(仮称) 千葉県こども計画策定会議設置要綱

(趣旨)

第1条 本県におけるこども施策について、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援をより総合的に推進できるよう、今後県が推進していくこども施策の共通の基盤となる「(仮称) 千葉県こども計画」策定の一助とするため、「(仮称) 千葉県こども計画策定会議（以下「こども計画会議」という。）」を千葉県内の各界関係者等の参加により開催する。

(対象事項)

第2条 こども計画会議は、次の事項を対象とする。

- (1) (仮称) 千葉県こども計画の策定に関すること。
- (2) その他こども施策の推進に関し必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 こども計画会議は、千葉県子ども・子育て会議、次世代育成支援対策千葉県協議会、千葉県青少年問題協議会、第6条に定める専門部会の代表者及び関係団体から推薦された合計30名以内をもって構成する。

- 2 こども計画会議に、特別な事項を協議させる必要があるときは、臨時構成員若干人を置くことができる。
- 3 臨時構成員もこども計画会議構成員の人数に算入される。
- 4 臨時構成員は当該特別の事項に関する協議が終了したとき、解任されるものとする。
- 5 関係団体から推薦された構成員に事故があるときは、当該団体の他の者に代理させることができる。

(組織)

第4条 こども計画会議には、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 こども計画会議は、県が招集し、会長が議長となる。

- 2 県が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。
- 3 こども計画会議に欠席する構成員は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(専門部会)

第6条 こども計画会議に、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 こども計画会議の庶務は、千葉県健康福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、こども計画会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 こども計画会議は、地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律または条例により設置された附属機関ではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月20日から施行する。
- 2 この要綱は、（仮称）千葉県こども計画の策定をもって、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月25日から施行する。